

新潟県条例第8号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（設備）</p> <p>第5条 指定障害福祉サービスの事業（生活介護、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。</p> <p>（健康管理）</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、共生型障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（設備）</p> <p>第5条 指定障害福祉サービスの事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業に限る。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。</p> <p>（健康管理）</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、共生型障害福祉サービス事業者（生活介護、短期入所又は自立訓練に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）（就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）及び特定基準該当障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める日から施行する。